

次に総合振興計画施策の体系から見ますと、「都市基盤」の部門で、吉川中央土地区画整理地内の第1調整池が一部稼働し、道路冠水や浸水被害の解消に向けた施設整備が進められ、市民が安心して暮らせるようになりました。

また、吉川橋の架け替えを含む越谷・吉川線の整備に向け、詳細設計も進められました。

他の部門においても、少ない予算のなかでも工夫の様子を伺うことができました。

今後においても、地方交付税の削減などにより地方財政の抑制が予想されます。歳入に見合った歳出構造へ転換し財政健全化の推進を期待し、賛成討論といたします。

### 賛成討論

公明党吉川市議員団  
川島 美紀

平成18年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について、公明党を代表し賛成の立場で討論します。

まず初めに平成18年度の決算額は、歳出総額167億1605万6千円で、前年度比11億7791万円の増。また、歳入総額173億8042万5千円で

前年度比11億2617万6千円の増となっております。平成18年度は歳入歳出ともに、10億円を超える大幅な増額となっております。主な要因として、駅南特定区画整理事業に伴う道路改良負担金の増や、中央中学校の耐震補強及び大規模改修工事などの普通建設事業費の増加や、特別会計などへの繰出金の増加などが挙げられますが、一方では三位一体改革の影響から地方交付税は平成17年度と比べ、3億9559万円、率で22・9%の減となっております。地方交付税の減に伴う財源不足の補てん措置としての臨時財政対策債をあわせると、実に4億4119万円の大幅減額です。このような中で「財政健全化に向けた取り組み」を着実に推進し、国・県補助金、支出金や市債の発行など特定財源を効率的効果的に活用した結果であると認識をしております。

幾つか注目すべき点を申し上げます。「福祉有償運送」の促進、「民間保育所」の開設「自動体外式除細動器(AED)」の設置。また青色回転灯を着装した公用車によるパトロール。そして「安全安心都市宣言」が制定。さらにはコンビニ収納の開設、市立第3保育所と老人福

祉センターにおいて「指定管理者制度」の導入、でございます。引き続き財源の確保策と財政健全化の推進を要望いたします。

### 賛成討論

市民改革クラブ  
阿部 民子

市民改革クラブを代表して討論します。18年度決算の主要施策成果表は、人件費を含む事務事業評価を活用し、事業全体が見え易く、わかりやすくなり、職員の努力に一定の評価をした上で、以下5点の指摘をします。

栄小はマンモス校化による二度のプレハブ建設と、学童の学校外への移設で、不安と混乱にそのことについてどこにも記載がないのはおかしい。今年度補正予算による6教室の増設だけでも8千万円を超える財政負担で、適切な取り組みがあれば大変残念です。

使用料値上げによって、温水プールは利用者も収入も大幅減に。また東埼玉テクノポリス拡張事業は地権者の意向調査が遅れるなど実態把握が杜撰。丁寧な現場状況の把握と対応による事業運営を求めます。指定管理者制度に移行した老人福祉センターは連合長寿会が

運営に努力していますが、利用者減の対策、利用時間の延長など幅広い要望にこたえるために市の指導と支援が必要。

市民参画は人件費など経費削減のための単なる手段ではなく、市全体の活性化につなげるのが大切です。関連して現在の補助金の一律カットは限界。市がやるべき真に必要なサービスとは何かを考え「例外を設けない期限付き補助金助成制度」の検討、導入を要望します。

最後に所得の低い人やハンディキャップを持つ人々への配慮をお願いいたします。滞納金の徴収策が強化されていますが、市民の声に十分耳を傾け、市民の生活再建を助ける、市民に一番近い行政窓口として丁寧な対応を強くお願いします。

## 議会を傍聴してみませんか

皆様の選んだ議員が、吉川市を明るく住みよいまちにするために、日常生活に関わる条例や事業の予算など、大事な案件を審議し、決定しています。ぜひ傍聴にお出かけください。※車椅子での傍聴も可能です。

### 請願の出し方

- ①用紙はA4サイズを使用してください。
- ②住所、氏名(法人及び団体はその事務所の所在地、名称、代表者の氏名)、電話番号、提出年月日を記載し、必ず押印してください。
- ③署名運動による請願は、住所、氏名を自署してください。
- ④件名は端的に、要旨は簡潔に、理由は内容を詳しくご記入ください。
- ⑤表紙の紹介議員2名の署名、または記名押印が必要です。
- ⑥請願事項が複数の場合、1件につき1部を提出してください。
- ⑦道路、用水などは正式名称を記入してください。
- ⑧請願事項に関する地図や、参考資料などがあれば添付してください。
- ⑨「意見書の提出を求める請願」の場合は意見書案も添付してください。
- ⑩招集日の7日前までに提出されたものをその議会で審査し、それ以後のものは次の議会で審査することになります。なお、招集日については議会事務局までお問い合わせください。